IASB® Update
From the International Accounting Standards Board
IFRS

IASB Update
2020 年 2 月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2020 年 2 月 25 日から 27 日にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- **IFRS 第 17 号「保険契約」の修正**
- **IBOR 改革と財務報告への影響 ― フェーズ 2**
- **開示に関する取組み ― 的を絞った基準レベルの開示のレビュー**
- **開示に関する取組み ― 会計方針**
- **維持管理及び一貫した適用**
- **共通支配下の企業結合**

関連情報

今後の IASB 会議 ：
2020 年 3 月 16－20 日
2020 年 4 月 20－24 日
2020 年 5 月 18－22 日

IASB *Update* ニュースレターのアーカイブ

過去の IASB *Update* は**こちら**

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は**こちら**

プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は**こちら**

IFRS 第 17 号「保険契約」の修正（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は 2020 年 2 月 25 日に会合し、下記に関しての公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に対するフィードバックについて議論した。

- 投資サービスに帰属する契約上のサービス・マージン ― アジェンダ・ペーパー2A
- 集約レベル ― 保険契約者間でリスクの世代間共有のある保険契約に係る年次コホート ― アジェンダ・ペーパー2B
- リスク軽減オプションの適用可能性 ― 純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品 ― アジェンダ・ペーパー2C
- 軽微な修正 ― アジェンダ・ペーパー2D
- 追加の具体的な経過的修正及び救済措置 ― アジェンダ・ペーパー2E
- 公開草案に対するコメント提出者が提起した他のトピック ― アジェンダ・ペーパー2F

投資サービスに帰属する契約上のサービス・マージン（アジェンダ・ペーパー2A）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. 直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位を、保険カバーに加えて、投資リターン・サービスがあればその給付の量及び予想期間を考慮して識別することを企業に要求するという IFRS 第 17 号「保険契約」の修正案を最終確定する。

b. 保険契約が投資リターン・サービスを提供する可能性があるかどうかを決定する公開草案のB119B 項で提案された所定の要件を確認するが、当該要件における「正の投資リターン」への言及を「投資リターン」に置き換える。

c. 企業が投資活動を保険契約者に関する保険カバーからの給付を拡充するために行っている範囲で、投資活動に関連するコストを、保険契約の境界線内のキャッシュ・フローとして含めることを企業に要求する（たとえ、当該契約は投資リターン・サービスを提供しないと企業が判断している場合であっても）。

d. 下記の開示を企業に要求する IFRS 第 17 号の修正案を最終確定する。

   i. 企業が報告期間末日に残存している契約上のサービス・マージンを純損益にいつ認識すると見込んでいるのかに関する定量的情報

   ii. 保険カバーと投資リターン・サービス又は投資関連サービスが提供する給付の相対的なウェイト付けを決定するために使用したアプローチ

e. IFRS 第 17 号の付録 A における「保険契約サービス」の定義の追加を確認するが、基準で使用している他の用語は変更しない（すなわち、「カバー単位」、「カバー期間」及び「残存カバーに係る負債」の各用語において「カバー」を「サービス」に置き換えることはしない）。

出席した 12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。2 名が欠席した。

集約レベル ― 保険契約者間でリスクの世代間共有のある保険契約に係る年次コホート（アジェンダ・ペーパー2B）

審議会は、IFRS 第 17 号の年次コホートの要求を変更せずに維持することを暫定的に決定した。

出席した 12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。2 名が欠席した。

リスク軽減オプションの適用可能性 ― 純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品（アジェンダ・ペーパー2C）

審議会は、IFRS 第 17 号の B115 項に示されている、直接連動有配当保険契約に関するリスク軽減オプションを拡張するように IFRS 第 17 号を修正することを暫定的に決定した。この拡張により、IFRS 第 17 号の B113 項(b)に示された履行キャッシュ・フローに対する金融リスクの影響を、企業が純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品を使用して軽減する場合に、企業が当該オプションを適用することが認められることになる。当該オプションを適用するためには、企業は IFRS 第 17 号の B116 項に示された条件を満たさなければならない。

出席した 12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。2 名が欠席した。

軽微な修正（アジェンダ・ペーパー2D）

審議会は、公開草案で提案した軽微な修正を下記の変更を加えた上で最終確定することを暫定的に決定した。

a. IFRS 第 17 号の B128 項の修正は、公開草案に示された「基礎となる項目の公正価値の変動」ではなく「基礎となる項目の価値の変動」に言及すべきである。したがって、同項は「基礎となる項目の価値の変動によって生じる保険契約グループの測定の変動（追加及び引出しを除く）は、貨幣の時間価値及び金融リスク並びにそれらの変動の影響から生じた変動である」と定めることになる。IFRS 第 17 号の B134 項の最後の文は、保険契約に含める金額は、基礎となる項目について純損益に含められるすべての収益又は費用（純損益のどこに当該収益又は費用が表示される場合でも）を考慮することによって決定される旨を明確化すべきである。

b. IFRS 第 17 号の B96 項(c)の修正は、保険契約者への貸付金にも適用し、直接連動有配当保険契約以外の保険契約について、契約上のサービス・マージンを下記の間での貨幣の時間価値及び金融リスクに関する仮定に関連する差異から生じる履行キャッシュ・フローの変動について修正しないようにすべきである。

i. 当期において支払われることとなると見込まれる保険契約者に対する貸付金

ii. 当期において支払われることとなる保険契約者に対する実際の貸付金

c. IFRS 第 17 号の第 106 項(a)及び B124 項の修正は、企業は「*当期又は過去のサービスに関連する*保険料の受取りに係る実績調整」を保険収益として表示すべきである旨を定めるべきである。

d. IFRS 第 9 号の 2.1 項（保有している保険契約は IFRS 第 9 号の範囲に含まれない旨を明確化している）の結果的修正を、公開草案で「発行した」という語が抜けていたのを訂正するように修正する。

出席した 12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。2 名が欠席した。

追加の具体的な経過的修正及び救済措置（アジェンダ・ペーパー2E）

審議会は、IFRS 第 17 号の経過措置を次のように修正することを暫定的に決定した。

a. 開始時又は当初認識時に行われたであろう評価に関しての修正遡及アプローチにおける修正項目（modification）及び公正価値アプローチにおける救済措置を、投資契約が裁量権付有配当投資契約の定義を満たすかどうかの評価を含めるように拡張する。この拡張により、投資契約が裁量権付有配当投資契約の定義を満たすかどうかを、企業が移行日現在（開始時又は当初認識時ではなく）で利用可能な情報を使用して判定することが認められることになる。修正遡及アプローチにおける他の修正項目と整合的に、企業が拡張された修正項目を適用するのは、企業が遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない範囲でのみとなる。

b. 基礎となる保険契約が不利である場合の、保有している再保険契約についての修正遡及アプローチにおいて提案された修正項目を修正する。この修正は、保有している再保険契約が保険契約の発行前又は同時に取得されたのかどうかを識別するための合理的で裏付け可能な情報を企業が有していない場合には、保有している再保険契約は移行日現在で損失回収要素を有さない旨を定めることになる。

c. 過去の期中財務諸表において行った会計上の見積りの取扱いを変更しないという会計方針の選択を行う企業について、修正遡及アプローチにおける修正項目を追加する。企業は当該修正項目を、会計方針の選択を遡及適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない範囲で適用することになる。当該修正項目を適用する企業は、移行日現在の契約上のサービス・マージン、損失要素及び保険金融収益又は費用に関連する金額を、企業が移行日前に期中財務諸表を作成したことがなかったかのように決定することになる。

出席した 12 名の審議会メンバー全員が(a)及び(b)の決定に賛成した。出席した 12 名の審議会メンバーのうち 11 名が(c)の決定に賛成した。2 名が欠席した。

公開草案に対するコメント提出者が提起した他のトピック（アジェンダ・ペーパー2F）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. IFRS 第 17 号の B66 項(f)を、同項と IFRS 第 17 号の B65 項(m)との間の不整合を解消するように修正する。当該修正の後は、企業は IFRS 第 17 号の B65 項(m)を適用して、保険契約の条件に基づいて保険契約者に個別に賦課可能な法人所得税の支払及び受取りを履行キャッシュ・フローに含めることになる。

b. IFRS 第 17 号の B113 項(b)の要求事項を変更せずに維持する。同項は、直接連動有配当保険契約の契約上のサービス・マージンを、貨幣の時間価値及び金融リスクの影響のうち、基礎となる項目から生じていないものについて修正することを企業に要求している。

c. 時の経過で性質が変化する保険契約の会計処理に関して、IFRS 第 17 号への新たな要求事項の追加も教育マテリアルの公表もしない。

d. アジェンダ・ペーパー2F の別紙 A で議論された他のトピックに関しての IFRS 第 17 号の要求事項を変更せずに維持する。

出席した 12 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。2 名が欠席した。

今後のステップ

審議会は、残りの 2 つのトピック（すなわち、IFRS 第 17 号の発効日及び IFRS 第 4 号「保険契約」における IFRS 第 9 号の一時的免除の延長）について 2020 年 3 月の会議で再審議する。同じ会議で、審議会は IFRS 第 17 号の修正を最終確定するための書面投票プロセスを開始する許可を求められる。

IBOR 改革と財務報告への影響 ― フェーズ 2（アジェンダ・ペーパー14）

審議会は 2020 年 2 月 26 日に会合し、金利指標の改革（IBOR 改革）に関する論点について議論した。すなわち、

a. 何が金融商品の条件変更となるのかに関して、2019 年 10 月に審議会が行った暫定的な決定に関する整理論点

b. 契約以外で特定されたリスク要素が独立して識別可能であるための IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」における要求に関してフェーズ 1 で設けた例外について、適用をいつ終了すべきか。審議会は、フェーズ 2 において当該要求からの例外を設けるべきかどうかについても議論した。

c. 修正案を任意適用とすべきか強制適用とすべきか及び修正案の適用をいつ終了すべきか

d. フェーズ 2 における審議会の暫定的な決定について提案する発効日及び経過措置

e. 適用されるデュー・プロセスの要求（提案するコメント期間及び本プロジェクトのフェーズ 2 に関する公開草案の書面投票プロセスを開始することへの審議会の許可を含む）

アジェンダ・ペーパー14 は、これまでの審議会の暫定的な決定の要約を情報目的でのみ提供した。

整理論点 ― 金融商品の条件変更（アジェンダ・ペーパー14A）

審議会は、何が金融商品の条件変更となるのかを明確化する修正案は、IBOR 改革の文脈で行われた変更のみに適用すべきであると暫定的に決定した。

出席した 13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

リスク要素のヘッジ ― 独立して識別可能という要件（アジェンダ・ペーパー14B）

審議会は、IBOR 改革の直接の結果として要求される条件変更を反映するために修正されたヘッジ関係についての一時的な救済措置を設けることを暫定的に決定した。この救済措置を適用すると、契約以外で特定されたリスク要素は、次の場合に、かつ、次の場合にのみ、「独立して識別可能」の要件を満たすものとみなされる。

a. 代替的な指標金利が、当該金利がヘッジ会計目的でリスク要素として指定された日から 24 か月以内に、特定の市場構造の中で独立して識別可能なリスク要素であるという IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号の要求を満たすであろうと企業が合理的に予想している。かつ、

b. 当該リスク要素が、リスク要素として指定された日から信頼性をもって測定できる。

出席した 13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

フェーズ 2 の修正の終了及び任意適用か強制適用か（アジェンダ・ペーパー14C）

審議会は、フェーズ 2 におけるすべての修正案の適用を強制とすべきであると暫定的に決定した。審議会はまた、修正案は、金融商品の条件変更及びヘッジ関係の変更のうち関連する要件を満たすものにのみ適用できる性質のものであり、したがって、具体的な適用終了の要求事項を定める必要はないと暫定的に決定した。

出席した 13 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名が欠席した。

発効日及び経過措置（アジェンダ・ペーパー14D）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. 企業は修正案を 2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用すべきであり、早期適用が認められる。

b. フェーズ 2 における修正案は遡及適用すべきである。遡及適用は次のようなものである。

   i. 企業が修正案を最初に適用する報告期間の期首に存在した項目に関連するものである（すでに中止されているヘッジ関係に関してキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額を含む）。

   ii. 改革の直接の結果として要求される条件変更を反映するために必要なヘッジ関係（及び関連する文書化）の変更のみを理由として企業が修正案を最初に適用する前に中止されたヘッジ関係を復活させることを含む。これらのヘッジ関係は、仮に修正案がその時点で利用可能で事後的判断の使用を伴わずに行うことができるとしたな場合には当該ヘッジ関係は中止されていなかったであろうと企業が立証できるときは、復活させなければならない。

c. 企業が修正案を最初に適用する報告期間において、企業は IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 28 項(f)で要求される開示を表示することを要求されない。

出席した 13 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名が欠席した。

デュー・プロセスの手順（アジェンダ・ペーパー14E）

審議会は、修正案のコメント期間を 45 日とすべきであると暫定的に決定した。出席した 13 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名が欠席した。

出席した 13 名の審議会メンバー全員が、審議会は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠してきており、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施してきたと納得したことを確認した。1 名が欠席した。

出席した 13 名の審議会メンバー全員が、修正案に反対票を投じる意向を示さなかった。1 名が欠席した。

今後のステップ

審議会は公開草案を 2020 年 4 月に公表する予定である。

開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルの開示のレビュー（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は 2020 年 2 月 26 日に会合し、下記のことを行った。

- IFRS 第 13 号「公正価値測定」に含めるべき公正価値測定の変動の発生要因に関しての具体的な開示目的についての議論を継続 — アジェンダ・ペーパー11A
- IFRS 基準の開示セクションの開発及び文案作成に関するガイダンス案のテストから得られた教訓を検討 — アジェンダ・ペーパー11B

公正価値測定の変動の発生要因（アジェンダ・ペーパー11A）

審議会は、公正価値測定の変動の発生要因に関しての具体的な開示目的について 2019 年 9 月と 11 月の IASB Update で公表した 3 つの予備的見解を見直すことを暫定的に決定した。審議会は次のことを暫定的に決定した。

a. 企業は、ある報告期間についての公正価値測定の変動の**重大な**発生要因を利用者が理解できるようにする情報を開示するという具体的な目的を満たすことを要求される。

b. (a)の目的を満たすため、企業は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される経常的な公正価値測定の期首残高から期末残高への調整表を開示することを要求される。

c. 公正価値測定（公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類されるもの以外）の変動の重大な発生要因の説明が、企業が(a)の目的を満たすために開示する可能性があるが要求はされない情報の一例として識別される。

出席した 13 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名が欠席した。

これまでのガイダンス案のテストから得られた教訓（アジェンダ・ペーパー11B）

ガイダンス案のテストから得た教訓についての議論の後に、審議会はガイダンス案を次のことを定めるように更新することを暫定的に決定した。

a. 審議会は、具体的な開示目的を満たすために常に不可欠である情報を示すために、「しなければならない（shall）」という規範的な語を使用する。それ以外では、審議会は次のような規範性のより低い文言を使用する。「強制ではないが、次の情報は企業がこの目的を満たすことを可能にする可能性がある」。

b. ハイレベルの包括的な開示目的を、IFRS 基準の関連する開示セクションの最初に示す。

出席した 13 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名が欠席した。

今後のステップ

審議会は今後の会議で、提案の公開草案に係るデュー・プロセスの手順について議論する。

開示に関する取組み — 会計方針（アジェンダ・ペーパー20）

審議会は 2020 年 2 月 26 日に会合し、公開草案「会計方針の開示」に対して受け取ったコメントについて議論した。（公開草案は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」に対する審議会の修正案を示している。）

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、公開草案で示した提案について今後の会議で再審議する。

維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は 2020 年 2 月 26 日に会合し、次の維持管理及び一貫した適用のトピックについて議論した。

返金の利用可能性（IFRIC 第 14 号の修正）（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は、IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号 — 確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」の修正案に関する作業についてアップデートを受けた。審議会は本プロジェクトの今後のステップについても議論した。

審議会は IFRIC 第 14 号の修正案を最終確定しないことを決定した。

出席した 13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

今後のステップ

審議会は本プロジェクトの方向性を今後の会議で検討する。

IFRIC のアップデート（アジェンダ・ペーパー12B）

審議会は、IFRS 解釈指針委員会の 2020 年 1 月の会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、2020 年 1 月の IFRIC Update で公表された。審議会は何も決定を求められなかった。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23A 及び 23B）

審議会は 2020 年 2 月 27 日に会合し、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

開示（アジェンダ・ペーパー23A）

審議会は、共通支配下の企業結合に関して受入企業がどのような情報を開示すべきかを議論した。

審議会は、結合を会計処理するために取得法が使用される場合には受入企業は IFRS 第 3 号「企業結合」のすべての開示要求、及びのれんと減損に関するプロジェクトにおいて公表予定のディスカッション・ペーパーで公表される開示に関するすべての予備的見解を適用することを暫定的に決定した。出席した 13 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

審議会は、共通支配下の企業結合について、IFRS 第 3 号及び IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」の開示要求の適用に関するガイダンスを提供すべきであると暫定的に決定した。このガイダンスは、例えば、企業は結合の財務上の条件についてのガバナンスのプロセスに関する情報を開示する必要がある旨を説明することが考えられる。このプロジェクトについて公表予定の協議文書は、どの IFRS 基準がそうしたガイダンスを提供すべきかについての意見を求めることが考えられる。出席した 13 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

さらに、審議会は、簿価引継アプローチが結合の会計処理に使用される場合、受入企業は次のようにすることになると暫定的に決定した。

a. IFRS 第 3 号における下記の開示要求及びのれんと減損に関するプロジェクトにおいて公表予定のディスカッション・ペーパーで公表される開示に関する予備的見解（必要な編集上の変更の可能性がある）を適用する。

   i. 財務諸表利用者が結合の性質、財務上の影響及び予想される便益を評価するのに役立つ情報を提供するという開示目的（IFRS 第 3 号の第 59 項）

   ii. 移転される企業の名称及び説明、結合日、受入企業に移転される議決権付資本持分の比率、結合の主要な理由及び受入企業がどのように支配を獲得したのかの記述（IFRS 第 3 号の B64 項(a)から(d)）

   iii. 資産及び引き受けた負債の主要なクラスごとの認識した金額（財務活動から生じた負債及び確定給付年金負債の認識した金額に関する情報を含む）（IFRS 第 3 号の B64 項(i)及びのれんと減損に関するプロジェクトにおいて公表予定のディスカッション・ペーパーで公表すべき関連した予備的見解）

   iv. 非支配持分の帳簿価額（IFRS 第 3 号の B64 項(o)）

   v. 個々には重要性がない結合についての集約情報を提供するという要求（IFRS 第 3 号の B65 項）

   vi. 報告期間後ではあるが財務諸表の発行が承認される前に行われた結合についての開示要求（IFRS 第 3 号の B66 項）

   vii. 結合後企業の財務諸表の理解への目的適合性がある場合に、受け取った資産及び負債に関連する利得又は損失の金額及び説明（IFRS 第 3 号の B67 項(e)）

   viii. 適用される開示目的を満たすために必要なあらゆる追加的な情報を開示するという要求（IFRS 第 3 号の第 63 項）

   出席した 13 名の審議会メンバーのうち 9 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

b. 支払った対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額について資本に認識した金額並びに当該差額が認識されている資本の内訳項目。出席した 13 名の審議会メンバーのうち 10 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

最後に、審議会は、簿価引継アプローチを適用して報告する共通支配下の企業結合についての結合前の情報に関する開示要求の提案を開発しないことを暫定的に決定した。出席した 13 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。1 名が欠席した。

これらの暫定的な決定により、共通支配下の企業結合の報告に関する審議会の議論は完了する。

デュー・プロセス（アジェンダ・ペーパー23B）

審議会は次のことを決定した。

a. 本プロジェクトについての協議文書はディスカッション・ペーパーとすべきである。

b. 審議会は適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠してきており、ディスカッション・ペーパーの書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施してきた。

出席した 13 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。1 名が欠席した。

今後のステップ

スタッフは書面投票のためにディスカッション・ペーパーを作成する。

スタッフは今後の会議で、審議会にディスカッション・ペーパーのコメント期間を設定することを求める。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation
コピーライト © IFRS 財団
ISSN 1474-2675